

令和2年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 令和2年3月24日（火）

午後3時00分～午後4時50分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 議案第8号 「審査請求に係る裁決」
- (2) 議案第9号 「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」

【文化振興課】

- (1) 議案第10号 「日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正」

第 2 協議

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 令和2・3年度千代田区青少年委員について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校に係る区立児童館の対応
- (2) 障害児ケアプランの進捗状況について

【子ども施設課】

- (1) 和泉小学校・いずみこども園等の施設整備について

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（2月分）
- (2) 千代田区登校サポート事業について

【生活支援課】

- (1) 子ども学習・生活支援事業について

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（4月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（12名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉
文化振興課主任	高木 知己

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田 教育長

皆さんこんにちは。先日は、臨時の教育委員会、休み中にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。4月6日から学校もスタートを切るということで、新学期を迎えてということにいたしました。ただ、もう、やはり予断を許さない状況は変わりませんので、慎重に事を進めていきたいというふうに思っています。どうもお世話さまでした。

それでは、本日、教育委員会の第5回の定例会を開催いたします。

まず、開催に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請がありましたら、傍聴を許可するというご承りいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、令和2年教育委員会第5回定例会を開会します。

本日の教育委員さんは出席全員でございます。
今回の署名委員は、長崎委員にお願いいたします。よろしくどうぞ。

◎日程第1 議案

【子ども総務課】

- (1) 議案第8号 「審査請求に係る裁決」
- (2) 議案第9号 「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」

【文化振興課】

- (1) 議案第10号 「日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正」

坂田教育長 それでは、本日の議事日程をご覧いただきたいと思います。議案が3本ございます。

最初の議案第8号、審査請求に係る裁決でございますが、これは前回も引き続きでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、非公開扱いとして取り扱いたいと思います。

まず、この点についての賛否をとらせていただきます。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 賛成全員でございます。

それでは、そのような取り扱いにさせていただきます。

最初に、議案第9号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正でございます。

それでは、担当課長。

子ども支援課長 では、お配りしております千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の資料、1枚おめくりいただきまして、子ども支援課の(3)に下線が引かれております。右側の子育て推進課のほうを見ていただきたいのですけれども、(4)番、教育扶助等に関すること、(7)番の幼稚園園児等保護者補助事業及びというところに線が引いてあるのですけれども、要は、子育て推進課が担当をしておりましたこの2つが、無償化によって子ども・子育て支援法が改正されて、子ども支援課のほうでやることになりましたということなのですけれども、内容をご説明させていただきますと、この教育扶助等に関することと申しますのは、幼稚園の就園奨励費というものがございました。これは廃止されたのです。これは廃止されまして、一律3歳以上は幼稚園2万5,700円まで無償化になったのです。これが1つ。

それと、次の幼稚園園児等保護者補助事業と申しますのは、これは幼児教育・保育の無償化によりまして、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業として再編されたのです。この再編された軽減事業に関しましては、今までは所得制限があって、所得によっていろいろ額が違ったのですけれども、今回は階級によって2万5,700円以上保育料を払っていらっしゃるご家庭に、所得

が多い方は最低2,800円なのですけれども、2,800円から7,200円まで補助しますという制度ができました。このうちの1,000円ずつに関しまして、2,800円の1,000円、7,200円の段階があるのですけれども、1,000円については区補助になっておりますので、他区よりは多いという現状があります。

この子育て推進課の、そういったような事業が無償化によりまして、子ども支援課のほうに来て、子ども支援課のほうで一括して無償化の事務を取り扱うということなのです。

説明がうまくなくて申しわけないのですけれども、ご説明は以上です。

坂田教育長

はい。まず、この、改正の最初のところに、1枚目、指導検査担当係長が子育て推進課に入っていますよね。

子ども総務課長

すみません。説明の段取り悪くて、申しわけございません。

1枚目につきましては、子育て推進課に指導検査担当係長ということで、新たに組織ができます。こちらのほうは私立保育園等の検査に入って、適切に経営とか、それから、いわゆる労務関係が適切に行われているかどうかというところを検査して、必要に応じて是正をしてもらって、よりよい保育を実現してもらおうということで、そういう検査をする担当の係長を新たに組織として設けるということで、処務規則の中につけ加えられているということでございます。

それから、2ページ目の子ども支援課の事業につきましては、こちらのほう、今回の無償化の関係で、私立の幼稚園に通わせている保護者への補助等が支援課の事業として加わるということで、この(3)新たに子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付及び施設等利用給付に関することということで、こちらの免除あるいは給付の業務が子ども支援課のほうで発生するというので処務規則を変えるということでございます。

子育て推進課につきましては、先ほど担当課長が説明した中身となっております。

よろしく願いいたします。

坂田教育長

はい。まず1ページの表です。ここには新たにこの4月から指導検査担当係長というポストが新設をされましたと。ここは今お話しいただいたように、私立保育園が保育基準を満たしているか、労務環境はきちっと守って正されているか等々の検査をするところですね。ポジションということで新たに加えられました。

そして、裏面では、3歳から5歳の保育料ですね。無償化に伴いまして、教育扶助、幼稚園は3歳から5歳ですので、基本的に無償なのですね。ですので、子育て推進課にこれまで事務として規定をされておりました教育扶助等に関すること、幼稚園部分です。そしてここでは下線を引いてあるのは、幼稚園園児等保護者補助事業です。これも、無償化によって、基本的にはなくなるということになると。子ども支援課のそのほか括弧に下線がたくさん引いてありますけれども、これは条がずれるというようなことですね。この子育て推進課の2つの事業がここではなくということ、(7)は一部

がなくなるのです。下線の部分だけがなくなるということで、それによって、号の番号が変わってきますよというのが1つ。

上段が子ども支援課の事業ですね。なくなったものがあるものの、(3)に1つ追加をされて、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付及び施設等利用給付に関することという別の給付がここで出てきていますので、これを1つ事務として追加をする。そのことによって(4)以下は全部、現行の(3)ですけれども、以下はずれていきますよということのようですね、今聞いていて。

だから、たくさん下線が引いてあるようですねけれども、括弧の下に引いてある下線は、とにかくこれは号がずれていくという話で、実質的には文章の中に下線が引いてあるところですね。その事務が再編整理されていったということです。これも3歳から5歳が無償であるということに伴っての事務の変更だということのようです。

何かご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

この子ども支援課に新しく追加になった、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付というのは、先ほどの子育て推進課の2つのものが無償化になったことに伴う、今度は国のほうから来るお金の処理の問題だと理解すればいいのでしょうか。

子ども支援課長

そうです。子ども・子育て支援法が改正されて、要はそういうことです。幼稚園に行っていらっしゃる方というのは私立なんかだと、すごく月謝とかが高い園がありますよね。そういうところのお子様2万5,700円までは無償化ということで補助しますというのが1つ。

それともう一つ、私立幼稚園に行っていらっしゃる保護者の負担がそれでもまだある方がいらっしゃるのです。2万5,700円以上負担されている方は、所得によって、そういう軽減事業として補助しますという、2つでまきましたということなのです。

金丸委員

それは、だから国の制度の中でやることだと。

子ども支援課長

はい。そうです。

金丸委員

今まで区の制度でやっていたものはなくなりましたと。

子ども支援課長

今までも国です。国と都と区です。

金丸委員

区はもう、なくなったわけですね、それで。

子ども支援課長

いや、区は、この私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業の中の、このうちの1,000円は、1,000円は区が独自で負担しますということです。

金丸委員

わかりました。

坂田教育長

はい。

ほかにご意見がございましたか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、これは議案でございますので、議案第9号、教育委員会事務局の処務規則の改正の賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございますので、可決成立をしたということでございます。

坂田教育長 よろしいですか。

それでは、次の議案に移ります。

議案の第10号です。日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正でございます。

本日は、日比谷図書文化館から課長代理ということで、高木さんがお見えになっていますのでお願いします。

文化振興課主任 課長にかわりまして、説明いたします。

このたび組織の変更がありまして、新たに文化財担当課長が設けられることとなりました。そのため、お手元の議案第10号の紙でございますけれども、第5条の第1項のところ、文化財事務室の中に室長と主事という形で職がありました。それぞれ充てる職員が決まっておりますけれども、現行室長が地域振興部文化振興課文化財係長の職にある者という形になっておりますけれども、こちらをこのたびの組織の変更に伴いまして、地域振興部文化財担当課長の職にある者という形で変更をいたします。

こちらにかかわります議案でございます。ご議決のほうよろしく願いいたします。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

日比谷図書文化館です。そこには室長がいらっしゃいます。今までは現行ですと文化財の係長の職にある人が室長になっていたのですが、今般4月からは課長の職にある人を充てますよと、室長にしますよということで、1つ階層が上がったということでございます。これは組織整備に倣っての改正でございます。

何かご質問、ご意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、これは議案でございますので、採決をさせていただきます。

議案第10号につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員ですので、了解をされたということにさせていただきます。

それでは、議案は以上でございます。

◎日程第2 協議

指導課

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

坂田教育長

次に、協議事項に参ります。

協議事項につきましては、指導課所管の規則改正が4件ございます。

(1) から (3) は幼稚園教育職員の関連の規則改正でございます。

指導課長

それでは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正につきましてご説明いたします。

改正の趣旨は3点です。(1) 超過勤務命令の上限規制の導入でございます。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、こちらが平成31年4月1日から施行され、民間労働者に対して時間外労働の上限規制が導入をされました。また、これに合わせて、国も人事院規則を改正しまして、国家公務員の超過勤務命令の上限規制を導入いたしました。

これらのことを踏まえ、幼稚園教育職員についても、超過勤務命令の上限規制を導入するものでございます。

(2) は、年次有給休暇に係る改正でございます。会計年度任用職員制度から引き続いて幼稚園教育職員になった場合の年次有給休暇について定めるものでございます。また、臨時的任用職員の年次有給休暇については所要の改正を行うということでございます。

(3) は、業務量の適切な管理でございます。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律、こちらのほうが公布されまして、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を作成することが規定をされたことを受けまして、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正をされました。この条例改正に伴いまして、業務量の適切な管理等に係る規定を設けるものでございます。

改正内容でございます。7条の2につきましては、職員の超過勤務命令の上限時間を1月について45時間、1年について360時間としております。大規模災害等への対処等の特殊業務に従事する場合には、超過勤務命令の上限規制は適用をいたしません。

1枚おめくりいただきまして、13条、14条につきましては、会計年度任用職員から引き続き幼稚園教育職員になった者、また、その者が幼稚園教育職員となった日から育児短時間勤務を取得する場合の年次有給休暇について定めているところでございます。

15条につきましては、臨時的に任用された時点の年次有給休暇の付与日数、また、引き続き臨時的に任用され、もしくは任用期間が更新された場合に、年次有給休暇を引き継ぐ旨の改正でございます。

第35条につきましては、職員が業務を行う時間（在校等時間）こちらのほうから所定の勤務時間を除いた時間の上限を、先ほどと同様に、1月について45時間、1年について360時間と定めて職員の業務量の適切な管理を行うこととします。ただし、職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、上限等を1月について100時間、1年について720時間、2～6か月の平均時間について80時間、1月45時間を超える月数については年6か月までと定めるものでございます。

新旧対照表につきましては別紙の次から5ページ分でございます。

施行期日は令和2年4月1日になります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。幼稚園教育職員に係る勤務時間等の内容変更でございます。

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

金丸委員、お願いします。

金丸委員 35条の、職員が幼児に係る、通常予見することのできない業務量の大幅な云々ということが書いてありますけれども、予見できないから説明できないのかもしれないけれども、具体的にこんな場合にはという例を1つ言っていたくとイメージが湧くかなというふうに思うのですが。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 予見されることができないものの大きなものは、事故になります。ですので、そういった園内等で事故が発生して対応する場合、もしくは小学校等であればいじめ等にかかわって重大な案件が発生する。幼稚園ではなかなか発生しにくいことではあるのですが、何らかの関係上においてなかなか解決が難しくなった場合が想定をされるというふうに考えます。一番大きいのは事故だとお考えいただければいいと思います。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、この規定については以上とさせていただきます。

引き続き、期末手当に関する規則の一部改正です。

指導課長。

指導課長 続きまして、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正でございます。

改正趣旨でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、幼稚園教育職員であった者が、退職後に引き続いて会計年度任用職員となった場合に、幼稚園教育職員としての期末手当の支給対象外職員となるということでございます。そのほか規定の整備のほうを行います。

新旧対照表につきましては、1枚おめくりいただいた別紙でございます。

施行期日は令和2年4月1日でございます。ただし、規定整備である第5

条第1項第9号の改正規定につきましては、公布の日から施行をいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

坂田教育長
金丸委員

はい。という説明でございますが、ご意見ありましたら。

わからないことだけお聞きします。

改正の概要を読むと、「支給対象外職員」とまず書いてあって、そしてその後「条例の適用を受けることになった者を追加する」と書いてありますよね。そうすると、条例の適用を受けることになった者に追加されると支給されるようになるのですか。そうではなくて、支給外職員そのものが支給外になったということはこの条例の中に入っているというふうに理解すればよろしいのですか。

指導課長
金丸委員

こういった者が支給対象外職員となるという解釈でございます。

ということは、簡単に言えば、会計年度任用職員になった者については期末手当は支給しないという理解をすればよろしいわけですね。

指導課長

幼稚園教育職員としての期末手当は支給対象外になるのですけれども、会計年度任用職員としての期末手当につきましては支給されるという解釈でございます。いわゆる場所が変わるという形でございます。

坂田教育長
金丸委員

ということで、金丸委員、よろしいでしょうか。

もう一度再確認のために、要するに「退職後引き続いて」と書いてある中で、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受けることによって、そちらのほうからの支給がありますよと。それがあから本来的なものはありませんよと、こういうことでいいわけですね。

指導課長
坂田教育長

そのとおりでございます。

はい。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

引き続き、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の改正でございます。

指導課長、お願いします。

指導課長

それでは、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

改正の趣旨でございます。総務省より「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」が通知をされたことに伴いまして、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則と同様に規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、減額免除の基準として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく法律、こちらに基づく政令等による就業制限、感染を防止するための協力、検疫法による停留を追加する

というものでございます。

新旧対照表につきましては1枚おめくりいただきまして、1ページ載せさせていただきます。

施行期日は公布の日となっており、3月2日から適用をいたします。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。という場合だそうです。

ご意見、ご質問ございましたら申し上げます。よろしいでしょうか、これも。

(な し)

坂田教育長

はい。それでは、この規則改正の協議は以上とさせていただきます。

もう1本ございます。(4)です。千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正です。

こちら指 導 課 長

指 導 課 長

それでは、千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

こちらの改正趣旨でございますが、東京都教育委員会は、栄養教諭の人材育成及び各地区における食育推進体制の更なる強化を図るために、栄養職員の上位職を設置することといたしました。

このことに伴いまして、県費負担教職員である栄養士または栄養教諭が管内の学校に配置されている区市町村教育委員会においても当該職の設置を規定する必要があるということでございます。

改正内容につきましては、栄養教諭の上位職である主任栄養教諭及び主幹栄養教諭、こちらのほうを設置するということでございまして、東京都教育委員会から各市町村の所管の学校管理運営規則改正の依頼がございました。

新旧対照表につきましては、1枚おめくりいただいたところに1ページ載せさせていただきます。

施行期日は令和2年4月1日になります。

よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

栄養教諭の上位職として、新たにそういう主任あるいは主幹を設置することができるということになりますということです。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

そういう位置づけを与えられる職員が出てくるということですね。これは東京都の改正とあわせてということです。

よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

はい。それでは、この規則改正につきましては、以上とさせていただきます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 令和2・3年度千代田区青少年委員について

児童・家庭支援センター

(1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校に係る区立児童館の対応

(2) 障害児ケアプランの進捗状況について

子ども施設課

(1) 和泉小学校・いずみこども園等の施設整備について

指導課

(1) いじめ・不登校、適応指導教室の利用状況等(2月分)

(2) 千代田区登校サポート事業について

生活支援課

(1) 子ども学習・生活支援事業について

坂田教育長

続いて、日程の第3、報告事項に参ります。

まずは子ども総務課からの報告です。令和2年度・3年度の青少年委員についてということです。よろしくお願いします。

子ども総務課長

それでは、お手元の資料をご覧ください。

令和2年度・3年度千代田区青少年委員の名簿でございます。ことしの3月末日をもって現在の青少年委員の任期が切れるということで、来年度、再来年度の青少年委員の名簿でございます。基本的に各学校から2名ずつ推薦をいただいております。再任ということでございまして、児童・家庭支援センターの推薦の方が新任という形になっております。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ということで、メンバーはほぼかわらずということです。

何かご質問ございますか。

中川委員。

中川委員

これは24が別になっているのですけれどもどういことでしょうか。

子ども総務課長

新たに、もうひとりが今後入るということでございます。

坂田教育長

金丸委員。

金丸委員

この青少年委員の、今、各学校からの推薦があったという話ですが、推薦を受けて、この方々が職につく任命権者というのは誰なのですか。

子ども総務課長

任命は教育委員会の任命という形です。

金丸委員

委員会ですね。

子ども総務課長

はい。

坂田教育長

区の附属機関ですか。教育委員会の附属機関ですか。

教育担当部長

附属機関ではないのです。

坂田教育長

附属機関ではない。

教育担当部長

要綱設置で定めるもので、ここの議決対象ではないです。

子ども総務課長

すみません。間違いました。訂正します。

坂田教育長

そういうことでございますので、ひとつよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

(了 承)

坂田 教育長

続きまして、児童・家庭支援センターからの報告になります。新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校に係る児童館等の対応、そして障害児ケアプランの進捗ということでございます。

安田所長、よろしくお願ひします。

児童・家庭支援センター所長

それでは、まず新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校に係る区立児童館等の対応についてでございますが、本件につきましては、先週土曜日、3月21日の臨時教育委員会におきましても、総括的に対応等についてご報告を申し上げているところでございますが、本日はこの資料で具体的に詳細等、またご報告をさせていただくものでございます。

まず現状でございますが、区立小学校につきましては、春休みまでの期間、臨時休校という状況でございますが、児童館・学童の対応につきましては、児童館については3月25日まで休館。そして3月中のイベントは中止。そして学童クラブにつきましては、定員に余裕のある学童クラブは新規に、3月中、新たな入会の受付を行っております、3月17日現在、新規のお申し込みは10名ございました。また、3月中、放課後子ども教室については中止をしております。

今後、児童館につきましては3月末までこの休館を延長いたしまして、4月1日～4月4日までの間、この期間の対応につきましては、学童クラブ未入会児童で保護者の就労等で対応が必要な場合には、事前申込により受け付けを行いまして、区立児童館4館におきまして対応をいたします。ただし、この間も児童館の一般利用は休止をいたします。

なお、ご参考までに、もう1枚、本日ペーパーをおつけさせていただきまして、「千代田区児童緊急居場所づくり事業の実施について」というタイトルの資料でございます。こちら学童クラブに入会していない児童で保護者の就労等により、自宅での過ごすことが困難な場合、区立児童館を活用して「児童の緊急居場所づくり」ということを実施するものでございます。実施期間4月1日～4月4日まで、実施時間は午前9時～午後5時までということでございます。対象者はこちらに記載のとおり小学生というものでございまして、利用料は無料ということでございます。

その他、詳細な留意事項等について、こちらのほうをご参考までに記載したものでございます。

なお、最初の資料のホチキスどめで裏面に、学校の臨時休校以降の学童クラブの登室状況についてご参考までに、各学童クラブにおいてどのくらいの児童が出席しているかという表をおつけしてございます。こちら、おおむね50%台の出席率で推移してきているというところでございます。

本件につきましては、ご報告は以上でございます。

坂田 教育長

はい。ありがとうございました。

という、今般の休業中の対策でございます。

ご質問、ご意見ございましたら。

これは。金丸委員。

金丸委員 いずみ学童クラブ1・2というところの児童数が赤で書いてありますけれども、この赤はどういう意味なのでしょう。

児童・家庭支援センター所長 申しわけございません。特に意味はございません。事務的なもので赤くなってしまったというだけです。

坂田教育長 ということでございました。失礼しました。

侯野委員。

侯野委員 この学童クラブの登室状況というのは大体50%で推移しているということになると、あとの残りの方は家庭なり何なりでというなのことですか。その辺のところは推測になるのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 あくまでもこれは推測のレベルになってしまいまして、具体的に聞き取りですとかアンケート等の調査を行っておりませんが、やはり保護者の方がご自宅等でお子さんの面倒を見ているということが想定されるものでございます。

坂田教育長 はい。よろしいでしょうかね。やはり集団の中に入れるのは感染が怖いというのがあるのでしょうかね。

侯野委員 そんなに登室の率が高くはないのですね、50%ということは。私などの考えだと、もっと大勢来ているのかなと思いましたが。

児童・家庭支援センター所長 学校が開校しているときの学童の出席状況というのはもっと高くなっておりませんが、今回はあくまでもいわゆるコロナウイルス対応の学校臨時休業中のこのスパンに限ってのデータをこういう形でとったものでございまして、先ほど申し上げましたように、1つにはやはり感染リスクについてのご懸念をお持ちの保護者の方がご自宅等でお子さんを養育といたしますか、面倒を見ていらっしゃるということが想定されるというものでございます。

侯野委員 ありがとうございます。

坂田教育長 中川委員。

中川委員 おうちで見ていらした方が多いということになると思うのですが、多分ほかの区や何かは、何かすごくいっぱい大変だったという話も聞くのですが、その辺の情報というのは何かありますか。

児童・家庭支援センター所長 大変申しわけないのですが、ほかの区が施設をどういう形で、例えば学童ですとか児童館をどういう形で運用しているかということは確認はしていますが、いわゆる出席状況については、申しわけないのですが把握しておりません。

中川委員 そうですか。とてもおうちで見ていらっしゃる方が多いのだというのは、千代田区の特徴かなというふうに思ったのですが、その辺まではわかりませんですね。

児童・家庭支援センター所長 区によっては、例えば港区ですけれども、いわゆる放課後子ども教室のように、学校施設を開放して、そこでいわゆる学童のかわりにお子さんを登校させて、先生が対応というような、そういうことを実施している区もござい

ますので、やはり地域ごとにそれぞれのカラーと申しますか、対応での違いが出てきているのではないかと思います。

中川委員

あと1つだけ。土曜日が4.何%ということではほとんど来てないですね。だから、その辺も何か、千代田区の特徴かなと思いついて見ました。

坂田教育長

なるほど。今回、各区、各自治体によって、どの施設をあけるか、あるいはどの程度あけるか等々に相当いろいろなばらつきがございますので、一概に傾向を見ることはなかなかできないのですけれども、確かに、今、中川委員言われたように、相当学校を閉じているということで、この学童クラブ自体があふれかえるのではないかと申す最初の心配事は、確かにございました。しかし、こういう5割ぐらいで空きが比較的余裕のある運営になったというところには、もしかしたら地域性があるのかもしれないですね。今後さまざまに分析をしなければいけないかなと。

金丸委員。

金丸委員

余裕はないのかもしれないけれども、残りの来なかった子たちの保護者の意識を、実は調査したいですね。私などが想像するには、例えば千代田区の住民の方の勤め先との関係ではテレワークが非常に多かったのかなとか、テレワークでやっているのだから家に子どもがいてもそれなりの確保ができたというようなことも考えられるかなと。もしそういうような裏側があれば、今後の同じような状態になったときも、どの程度の推移だという読みで我々は考えることができるかなという意味で、その原因を探ればありがたいなというふうに私は思っています。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。確かにそういう今後のこういう事態も予想される中で、この地域の特殊性みたいなものを捉まえておくということはあるのだろうなというふうに思います。

では、引き続き、それは所のほうでひとつよろしく願いいたします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、引き続きよろしいですか。児童・家庭支援センターから、障害児ケアプランの進捗でございます。

お願いします。

児童・家庭支援センター所長

それでは、「令和元年度障害児ケアプラン事業の進捗状況について」という資料をごらんください。

今年度、児童・家庭支援センターを事務局として、新規に事業として実施をしております障害児ケアプランについての、今年度におけるここまでの進捗についてのご報告でございます。

まず、会議等の実施でございますが、障害児ケアプラン検討委員会という会議体を組織いたしまして、別紙で、参考という形で委員の皆様の名簿を、1枚おめくりいただきますとおつけしてございます。外部委員の有識者の方を初め、区内の各関係所管あるいは庁内の所管部のほうから関係の皆様にご参画をいただいたものでございます。この委員会、3回、今年度実施をいた

しまして、こちらに記載の内容を議題といたしまして進めてきたところでございます。あわせて関係団体意見交換会、これは後ほど裏面で主な意見ということでご紹介申し上げますが、障害を持つお子様の保護者の方等の団体、こちらに記載の団体がございますので、こういった団体の皆様と率直な意見交換の場を設けさせていただきまして、2回この意見交換を実施させていただきました。

そして、2といたしまして、事業の実施状況、実績報告でございます。こちらこのプランについてお申し込みをいただいた人数が、さくらキッズ利用者、一般の方、合わせて65名の方からお申し込みをいただきました。そして、このお申し込みに対してのプランの作成状況でございますが、こちらの数字につきましては2月末現在の数字で押さえてございますが、今月末、3月末現在ですともう少し進捗をしております、こちらの表の中ではプランの作成中と面談未実施があわせて39名になっております。ただ、この39名のうち24名までは既にもうプランができていう状況でございます、あとは事務的に決裁等で意思決定といいますか、意思形成を得るという、そういったレベルでございますので、したがって、残り15名の方が次年度明けてこちらのプランのほうを完成という見込みでございます。

次に、プランの名称についてでございますが、先ほど申し上げましたケアプラン検討委員会におきまして、このプランの名称についてご議論いただきました。その結果、ご意見を踏まえまして、「子どもたちが未来に向けて、希望を持ってはばたいて行くように」というそういった考えから、名称を「はばたきプラン」という名称に決定をしたというものでございます。なお、この一番下に記載のイラストにつきましては、今後このプランを周知をしていくに当たって、これをシンボルマークとして活用をしていくということを予定しているものでございます。

次に、1枚おめくりいただいて裏面、プランの作成にあたってでございますが、これは具体的にこのプランを作成するにあたって、どのようなルーチンでこのプランを作成してきているかといったことをご参考までに記載をしたものでございまして、やはりお申し込みいただいてから面談を踏まえて、お子様の生育歴等、ずっとこれを積み上げていくといったことから、なかなかお渡しするまでに時間がかかるというのが実態でございまして、しかし、これを受け取っていただいた保護者の方からは非常に肯定的なご意見をいただいているというところでございます。

最後に、関係団体意見交換会における主なご意見ということで記載をさせていただきます。こちらにつきましては、第1回目のときは18歳以降、いわゆる成人をされてから、引き続き風通しがよくなるようにつないでほしいといったご意見をいただいているところでございまして、ここは非常に重要な課題であるというふうに我々も認識しております。

そして、第2回目でございますが、こちらこのプランのフォーマットもきちんとしていて見やすいと。そして労力と時間がかかることが考えられる

ので、本当にやっていけるのか心配であると。保護者としては大変ありがたいというご意見もいただいているところでございます。

また最後に、これもスピード感を持ってほしいというご意見。これも私どもとしても課題というふうに考えておりますので、今後こういったより効率的なシステム化といいますか、そういったことも想定をした上で引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

障害児ケアプランの事業の進捗状況でございます。何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

俣野委員。

俣野委員

これ、65名の方が申し込みされているのですけれども、ほかにこの千代田区内でこういう形の障害児の方がいらっしゃる数字というのは把握されているのですか。

児童・家庭支援センター所長

障害をお持ちのお子さんのいわゆる数字については把握はしているのですが、今、手元に持ってきていないのですけれども、今後、また新年度、障害児のいわゆる福祉計画を策定をする予定でございますので、いわゆるそういった障害をお持ちのお子さんの今後の推移といいますか、そういったものもシミュレーションをして、また計画に役立てたいというふうに考えております。

俣野委員

そうしますと、おおむねで結構なのですから、大体65名というのは何割ぐらいの方が出ているのでしょうか。どうなのでしょう。

児童・家庭支援センター所長

申しわけありません。ちょっと今具体的な数字が手元にないのですけれども、さくらキッズの利用登録者は今現在でもう300名を超えておりますので、したがって、さくらキッズの利用登録のいわゆる三百何名の児童からしますとそういった割合になってくるというものです。

坂田教育長

はい。

ほかに。金丸委員。

金丸委員

ただいまの説明によると、2月末のプラン作成状況がここに書いてあるものだと。3月に入って今日までという意味だと思いますけれども、24名はプラン完成済みになったというお話ですから、この24名というのはプラン作成中の方々だけなのですか。それとも、2月の末の段階では面談未実施だった方も完成する方もいらっしゃるということなのではないでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

プラン作成中の方が、いわゆる33名中24名の方が進捗をしているということでございます。

坂田教育長

よろしいでしょうか。

金丸委員

そうだとすると、そもそもプランの申し込みをこの65名の方々はされているわけではないのですか。にもかかわらず6名の方が面談未実施になっているのは、どんな理由なのでしょう。

児童・家庭支援センター所長

具体的に、ちょっと個々の、いわゆる、このお申し込みいただいた保護者の

方の状況等もございまして、例えば作成側のマンパワーが不足しているということではなく、今回面談をさせていただくに当たって、お申し込みのタイミングから3月に至るまでの期間が、やはり期間的には余り確保できなかったということから、いわゆるお申し込みいただいた方と日程が折り合わなかったというような、そういったことが大きな理由というふうに考えております。

坂田教育長

はい。

ほかにございますか。中川委員。

中川委員

この中には元大空小学校校長の木村先生も入ってくださっているのですが、やはりこのプランがただプランで終わるのではなくて、これをもとに千代田区の教育の中で子どもたちをどう生かしていくかということをやったり考えなければということは先生もおっしゃっているし、本当にそのとおりだと思うので、そのためにどういうことができるかということは、教育委員会だけではなくて、やはり福祉のほうとも綿密に連絡をとらなければいけないことであって、そういう意味で、できた後のいろいろな支援の構築とかというのは、最終的までにもう少しいろいろ詰められるといいなというふうに思っていますけれども。

児童・家庭支援センター所長

ありがとうございます。まさに私どものほうも、プランを作成して保護者の方にお渡ししてそれで終わりということではなくて、やはりこれがずっと引き継いでいかれるといいですか、まさに教育の中でもこれが生かされていくということが、1つ、目的としてあるというふうに認識をしておりますので、そういったことについても引き続きまた取り組んでまいりたいというふうに考えております。

坂田教育長

よろしいでしょうか。

中川委員

はい。

坂田教育長

ほかにございますか。

金丸委員。

金丸委員

プランをつくったときに、プランはもちろん児童・家庭支援センターが1つは持っていて、1つは保護者のほうに行く。同じように幼稚園だとか保育園だとか、学校にもそれは提示されてくるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

これは保護者の方のご希望によって、保護者の方がご自分でいわゆる関係の教育機関のほうにそれをご提示される。あるいは私ども児童・家庭支援センターのほうで、保護者の方のご同意をいただいた上で、児童・家庭支援センターのプランナーのほうから学校のご担当のほうにこれをご提示させていただくという、そういった2つのパターンがございます。

金丸委員

ということは、保護者の同意がないと、プランはつくられているけれども、つくられただけで終わってしまうケースもあるということなのではないでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

やはりどうしても個人情報の最たるものになりますので、どうしても保護

者の方の同意というのは、まず前提にあるというふうに考えております。ですから、逆に言えば、もし万が一保護者の方が、このプランをお渡しして、それを保護者の方だけでそれを、場合によってご利用といいますか、例えば関係機関にはそれは提示をしたくないというような、そういったご意向があれば、それは尊重せざるを得ないというふうに考えております。

金丸委員

個人情報のことを考えると、確かにそういう部分はあると思うのですが、実はこのプランを立てるということ自体が、そういう教育にまで使うということを前提にしてプランを立てるのが本来の筋ではないかという気がするのです。そうすると、プランを立てる段階で、スタートの段階で同意をとるという方法もありそうにも思うのですが、やはりできたプランを前提にしか、同意というのとはれないのでしょうか。

坂田教育長

所長。

児童・家庭支援センター所長

今、金丸委員がおっしゃられたように、やり方として、プランを作成するときに、これは関係機関と共有することを前提にプランを作成しますので同意くださいという、そういうやり方ももちろんあるとは思うのですが、今現在はやはり保護者の方にこれをお返しして、そして保護者の方がそれを直接関係機関にご提示をいただくなり、あるいは保護者の方の同意で児童・家庭支援センターから提示という、そういったルートによっているものですので、ただいまご指摘いただいた点については、私どももそこは課題として研究をさせていただきたいと思っております。

坂田教育長

中川委員。

中川委員

確かに同意をとるということは必要かもしれませんが、それよりもやはりその子がどういうふうになっていくのかというのは、親の同意とか何とかというより前に、しっかりと把握しておいてあげるといっても行政のサービスになるのではないかなと思うのですが、その上で、やはりちょっとどうしてもここは言わないでくださいということとか出てくると思うのですが、それはそれでやはり尊重してあげればいい話で、やはりつくことに初めの意義というのはあるのではないかなと思うのですが、

それで、ここに申し込んでくださっている方たちは、今までそういうのがなくて、困ったという切実感があって、それでこういうことをやろうということが出てきていますから、やはり、まずつくるのが一番ではないかなというふうに私は思います。

坂田教育長

ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長

それでは、いろいろな研究課題も出てまいりましたので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ケアプランについては以上とさせていただきます。

続きまして、子ども施設課からの和泉小学校・こども園等の施設整備についてです。お願ひします。

施設課長。

和泉小学校・いずみこども園等の施設整備に関しまして、資料に基づきましてご報告申し上げます。

本件、検討体制に関しましてご意見を教育委員会でもらいまして、まずは学校関係者、学校の校園長、それからPTAの方々、学識経験者と地元の町会長という、コアなメンバーといえますか、そういったメンバーの方から意見を聞いて始めたらどうかということでご意見をいただいたものでございます。

出席人員のほうは8名ということでやっております。12月と2月の2回、開催をいたしました。

主なご意見でございますが、児童数の増というのがあの地域は多いということから、ゆとりのある学校ということを目指してほしいというご意見。

それから、小学校とこども園ということで、児童と園児が交流できるような、共有できる校庭や体育館ということがあってほしいですというご意見がございました。

それから、併設になってございますこどもプラザ、学童クラブ等の需要がございますので、こういったことに関しても拡充をやってほしいですというご意見がございました。

それから、旧小学校に関しての思いというものが入ってほしいということがございました。

それから、現施設の一番の課題とも言える状況にはなりますが、動線の混在、ちよだパークサイドプラザといった区民の方々が利用できる施設と一緒にしているという状況がございますので、動線の混在で心配な面があるということがございました。

それから、避難所になっているということからも、そういった点の配慮も欲しいですと。

それから、PTAの役員の方でしたけれども、現校舎の改築時に児童だったという方がいらっしゃいまして、改築時それから仮校舎へ行き、新校舎ができてそこに入ったということで、3回校舎が変わったという経験があるという方がいらっしゃいました。移転の回数はできるだけ少ないほうがいいなというような声がございました。

それと、和泉公園と隣接している学校でございますので、こういった公園と現在の校舎を入れ替えるというようなことは可能なのですかというようなご意見。仮校舎、仮園舎が必要になってくるので、公園に設置するというようなことを考えることもできないのですかというようなご意見がございました。

それから、1学年4クラスというようなことも考えられるような児童数の増ということがあった場合には、公園も一緒に学校として利用することができないですかねというようなご意見もございました。

それから、町会の方でしたけれども、近隣の町会や納涼会ですね、ラジオ体操なんかで公園を利用しているということがございますので、工事をする

ときであっても、公園が使用できないということであれば、公園の代替も考えてほしいですというご意見がございました。

それから、公園と小学校の校庭を一緒に利用することはできませんかというようにも、ご意見としてありました。

それから、和泉公園でございますが、近隣保育園の代替園庭になっているということがございますので、その辺の調整も必要になってきますねというご意見がございました。

それから、公園に関して、これまでの旧和泉公園の石や樹木というものがございますので、そういったことに関しても配慮してほしいですというご意見がございました。

この件に関しまして、先般、地域文教委員会のほうでもこういった形でご報告を申し上げまして、今後そういったことをご意見をきょうの教育委員会もはじめ、今後こういった形で聞いていき、方向性を決めて施設の整備に参っていきたいという状況でございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

和泉小の建てかえということですね。今、2回の検討準備会を開催してのご意見ということでございます。

何かご意見、ご感想等ございましたらお願いいたします。

坂田教育長

はい。よろしいでしょうか。

俣野委員。

俣野委員

今、代替の話がありましたけれども、当時は千桜だとかが近かったのですよね。今回、建てかえということになると、今、元の九段中学を使うということは、ちょっと遠方なので不可能なのですか。

子ども施設課長

バスに乗って送り迎えということはできないことはないと思うのですが、そういったご意見というか、話にも上がったのですけれども、実際にはちょっと遠いねということがありますので、そこは仮校園舎の候補地としてはどうなのかなという話で、もう少し近隣でということで、今こちらの案にございますけれども、公園で代替というか、そういったことが、現実にご意見としてはあったというようなところでございます。

俣野委員

はい。ありがとうございます。

坂田教育長

はい。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、この件については以上といたします。

次の報告事項に参ります。

指導課から、いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況でございます。

お願いします。

主任指導主事

いじめ、不登校、適応指導教室の状況をご報告させていただきます。

いじめの報告数としましては、前回よりも、1年生で1名ふえて、合計33名となっております。いじめの対応としましては、様態としましては、陰口

をたたかれたり、またつねられたりといった、そういったことのように。これもクラス、学校等で組織的に対応をしているところでございます。

また、不登校者数につきまして、今回は前回よりも13名ふえて105名というふうになっております。昨年度の同時期も、今回、臨時休校中に入っておりますので、恐らく3月の報告もこれから変わることはないかなと思うのですが、一応1年間の比較としては、昨年度74名でしたので、31名増加というふうな形になっております。やはり体調不良ですとか、または人間関係の悩み、無気力、さまざま理由はございますが、こういったところを丁寧に探っていく必要があると考えております。

適応指導教室の利用状況については、2月につきましては7名の利用状況がございました。前回よりも3名ふえております。

いじめ、不登校、適応指導教室の状況については、以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ご意見がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

あくまでも推測なのですが、こういう状況の中でコロナの問題でこれだけ休校が続いたということは、さらに爆発的にふえる危険性というのも想定範囲に入ってくるのでしょうか。

主任指導主事

やはり長期休業、休みがこのタイミングで出てしまいましたので、金丸委員ご指摘のところは大いに考えられると思います。学校の対応としては、今、不登校として挙げられている児童・生徒に対してもそうなのですが、やはり保護者と学校の信頼関係をいま一度キープするというか、そこをしっかりとつなぎとめていくという、そういった対応を学校のほうからいま一度やっていく必要があるかなというふうに思っております。

坂田教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、次に参ります。千代田区登校サポート事業についてでございます。

引き続きお願いいたします。

主任指導主事

先ほどご報告させていただきました不登校者数とも関連するものとして、今回、千代田区登校サポート事業を新年度早々に実施をしていきたいというところで、現在、調整をさせていただいているところです。

1枚、A4の用紙をつけさせていただきました。それ以降は実施要綱案。また、さまざま大学連携を活用しての取り組みですので、そういった案のほうを資料として用意させていただきましたが、1枚目の資料をもとにご説明をさせていただきます。

目的としましては、現在、不登校児童・生徒が増加傾向にある中、児童・生徒の登校をサポートするボランティアを千代田区立小学校、中学校又は中等教育学校に派遣し、朝の登校の支援及び登校後の寄り添い支援等を行うこ

とにより児童・生徒自身が安心して登校することができることを目的としております。

といいますのは、やはり今は登校復帰を全て目的とするものではございませんが、一方で、やはりそのまま不登校状態が続くということ、多様な学びを確保するという以外で不登校状態が続くというのは決してそのお子さんたちにとってはいいことだとは考えておりません。やはり不登校になる以前に、未然防止、早期発見という観点から、今回このようなサポート事業を導入させていただいております。

2番の活動内容としましては、登校サポーターについて、校長先生のほうから今年度中もこういった何か取り組みはできないのか、やってもらえないかという声もありましたもので、そういった声も反映させていただきつつ、企画をさせていただいております。

対象児童・生徒等の家庭に訪問し、登校の付き添いを行います。対象児童が登校後に別室で学習する場合、そういった場合の支援も想定、視野に入れた対応でございます。また、その他、児童等に対する必要な支援を学校長と管理職、主事のもと行えるような形で考えております。

登校してからもやはり教室での通常の学習になかなかスムーズに入れない場合もありますので、登校だけではなく、その後のサポートも考えている内容でございます。

3番、この協定についてでございますが、今回、冒頭申し上げましたが、大学連携、区内の大学の連携ということで、まず今回は東京家政学院大学様のほうにまずお力添えいただいて、スタートさせていただく準備をしております。

登録サポーター利用までの流れとしましては、学校と保護者で登校サポート利用について確認し、教育委員会へ登校サポーター派遣申請書、学校から提出していただき、承認された場合、管理職から協定を締結した大学へ連絡をします。対象校は協定を締結した大学から登校サポーターとして活動できるボランティアを推薦していただき、対象校は推薦を受けたボランティアと面接を行い、登校サポーター活動に適すると認めた場合には、登校サポーターとして活動していただくという流れになります。

推薦していただく大学もそうですが、ここで管理職もしっかり面接することで、人物確認というか、そういったところもしっかり押さえていきたいというふうに思っております。

登校サポーター活動を行うボランティアは、対象校に「同意書」を提出、管理職・担任・登校サポーター・児童生徒・保護者とで顔合わせをし、実際に登校サポートを行います。

報酬等につきましては、対象校からの実績報告に基づき支給をさせていただきます。

概要は以上となります。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

という新たなサポート事業を始めましょうということです。

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

中川委員。

中川委員

まず、この進捗状況がどうなっているかということなのですが、東京家政学院大学はもう提携が済んでいるけれども、これからもほかにもすることがあるのかどうかというような話と、それから、サポーターの学生さんは何人か候補がいらっしゃるのでしょうか。

それから、報酬なのですが、実績報告に基づき支給するというのですが、それにしても基本はどうなっているのかなというのを知りたいと思っています。

主任指導主事

今、進捗状況といたしましては、週明け、また先方の大学担当の准教授の方とも再度調整をし、そこでまたほぼ内容の合意がとれたところで要綱等の内容も確定するところでございます。

また、学生については、それが済んだ段階で募集をかけていただくことになるのですが、既にもう3回、4回打ち合わせさせていただく中で、その担当の准教授の方からは、学生、こういったことに積極的にかかわりたいと、子どもたちの支援をしたいと考えている学生はいるというお話をいただいていますので、そういったサポーターについてはしっかりとご用意いただけるかなというふうに考えております。

また、こちら報酬につきましては、他区でも実施している例がございます。大体1時間当たり1,000円程度かなというふうに思っておりますが、基本的には登校サポート、ボランティアに近い形というふうに捉えておりますので、余り高額にはならないような形でというふうに考えております。

中川委員

ありがとうございます。

坂田教育長

ほかにもございますか。

俣野委員。

俣野委員

当区の場合は結構大学がたくさんありますよね。そうすると、ほかにもまだこれは広がるという感覚なのですか。というのは、これは、東京家政の場合ですと女子校でしょうから、男子の学生のことというのはどういう形になるのでしょうか。

坂田教育長

指導主事。

主任指導主事

ご質問ありがとうございます。

今後、まず東京家政学院大学様とスタートさせていただき、状況に応じて、今ご指摘のように、他大学にも広げていけるように、先日5大学にまたお集まりいただいて、さまざまこれ以外の連携も含めた、こういったことができるのかということも含めた話し合いの場を持たせていただいているところです。

以上でございます。

坂田教育長

はい。よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長 それでは、以上とさせていただきます。
報告事項の最後になります。子どもの学習・生活支援事業についてでございます。
総務課長。

子ども総務課長 本日は生活支援課長が別件でこちらのほうに来られないということで、かわって事業のご案内をさせていただきます。
子どもの学習・生活支援事業ということで、対象となるお子さんです。チラシのほうの真ん中辺のイラストの左側になりますけれども、対象は区立在住の小学校4年生から高校3年生で、下記に該当する方ということで、生活保護受給世帯、それから生活困窮世帯、その他支援を要する世帯のお子さんたちという形になります。区内3会場ということで、神田、飯田橋、麴町で開催。それから、時間としては17時30分～20時30分まででおおむね2時間、大体週1回というふうなことでございます。
それで、こちらのほうなのですけれども、これから周知をしていくということで、4月に入りましたら区立小・中学校それから中等教育学校の児童・生徒にチラシを配付するという。それからあと、広報4月5日号と、ホームページのほうに掲載をしていくということで広く周知をしていこうということでございます。
この事業自体は平成28年から事業を行っておりまして、令和元年度の参加者で引き続きの方もいらっしゃるの、その方についてはもう4月からスタートしていくということで、新たに始める方は5月からということになっていくということでございます。5月11日から始めようというふうな予定になっています。
こういった事業があるということで、教育委員の皆様にも知っていただきたいということでご報告をさせていただきます。
以上でございます。

坂田教育長 はい。これは福祉部の事業でございますね。きょうはこういうことを従来からやっていますよと。もう少し拡大するのですか、場所も。
ということでございます。という情報提供です。
何か。金丸委員。

金丸委員 ちなみに2019年度のこれに応募してきて参加している人というのは、どのぐらいいるのですか。

子ども総務課長 34人になります。小学校4年から中学3年、前年度につきましては、今年度ですか、令和元年度については中学3年生までということで、今度の4月から高校生まで拡大するということになりますけれども、元年度は34名という参加者になります。

坂田教育長 中川委員。

中川委員 ほかの課でやっていたらっしゃることなのですけれども、対象のところ、例えば生活保護受給世帯とか生活困窮世帯とか、その他支援を要する世帯というのが募集の中に随分はつきり書いてあるのですけれども、こういうので

坂田教育長 来られない人というのはいないのでしょうか。

子ども総務課長 尋ねにくいなというのも意識しているのですよね、きっと。
すみません。最初のところの説明がよくなかったのかもしれませんが。生活困窮者自立支援法という法律に基づいて事業を行っているというところがあって、かなり対象を絞っているというところがあります。ただ、ここで言うと、学校を経由するとか、そういうことではなくて、直接生活支援課のほうに行って、そこから後は、今度は事業者と保護者、児童・生徒の面談ということで、区から離れた形でご相談を受けられるので、一定程度のプライバシーの確保。それからあと、先ほど会場の話がありましたけれども、3カ所でやるのですけれども、必ずしもご自宅のそばでなければいけないということはないということで、少し離れた場所で学習の支援を受けておうちに帰るといふようなことも柔軟に対応しているということですので、そういった面で配慮はさせていただいているということです。

中川委員 はい。

坂田教育長 よろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長 はい。では、以上とさせていただきます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(4月5日号)掲載事項

坂田教育長 それでは、その他事項に入ります。
教育委員会行事予定表と広報掲載事項です。
よろしくをお願いします。

子ども総務課長 それでは、予定表、それから広報掲載事項につきまして、続けてご説明をさせていただきます。
行事予定表でございます。本日、教育委員会定例会でございます。それでその後、見え消しになっているところはもう行事の中止が確定しているところです。それで、3月31日、時間未定になっていますけれども、恐らく2時ごろからということになると思いますけれども、教育委員会の臨時会でございます。
それから、4月以降については、まだまだ中止で消せていない部分があって、不完全な形で提出させていただいております。
2日の入園式のところのご出席のところはないということなので、ここは教育委員のところは消していただければと思っております。
それから、4日の日の神田一橋中学校の通信に関しては、入学式そのものがないので、ここはありません。
それから、6日です。この日から学校を始業するというので、先般の臨

時教育委員会で確認をさせていただきましたけれども、入学式に関してご出席はないという形になります。

それから、7日の中学校入学式も、出席はなしということです。

それからあと、あい・ぽーとであったり西神田児童センターであったり、いろいろ行事が入っていますけれども、消し切れてないところがあるので、予定はされていたということでご理解いただきたいと思います。

それから、4月11日の天体観望会。九段中等教育学校です。こちらのほうは中止ということで、今、連絡が入っております。

それから、4月14日の音楽鑑賞教室も中止の予定でございます。

それから、4月15日、オリエンテーション合宿は、先般確認したとおりで行事は中止ということになっております。

それから、裏面に参りまして、4月20日から学校経営方針説明会がございますので、こちらのほうのご出席、よろしく願いいたします。21それから24ですね。よろしく願いいたします。

それから、4月28日に教育委員会定例会ということでございます。

それから、広報原稿一覧のほうに、先に進めさせていただきます。ここも4、5、6、7のところなのですけれども、こちら中止ということになります。

あと、さまざまな行事が、2ページ、3ページ、4ページとありますけれども、こちらのほうもちょっと中止になる可能性がある事業ですが、とりあえず、この現在の段階では広報に載せていこうというふうな行事が上がっています。

それから、最後のところですが、27それから28もちょっと何か微妙な情勢になってきておりますので、なかなか意図した形で広報ができる、事業が行えるかどうかということも含めて、さまざま微妙な時期になっているということでございます。

報告は以上です。

坂田教育長

はい。という、何とも予定とも言いがたい状況でございますが、お気づきになった点がございましたら。

子ども総務課長

すみません。1つご報告が漏れておりまして、図書館、コロナ対応で図書館が、今、利用制限がかかっておりますけれども、その利用制限が4月12日まで延長されるということになりましたので、まだ4月に入ってから利用制限が続くということで担当課から連絡がありましたので、ご報告させていただきます。よろしく願いします。

坂田教育長

では、以上でございます。一旦、これで公開の会議は終了させていただきます。

それでは、休憩いたします。10分間の、5時に再開いたします。

(休憩)